

東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議会則

(設置)

第1条 東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「事故」という。)は、県内各方面に深刻な影響を与えつつあり、県内の各団体等の一致団結した対応が求められていることから、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有などを行うため、県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体等で構成する東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議(以下「県民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 事故による被害に係る総合的な対策に関すること。
- (2) 国等への要望等に関すること。
- (3) 事故による損害賠償請求に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、別表1に掲げる団体の長、有識者、自治体の長等をもって構成する。

- 2 県民会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 県民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、議題に関係のある構成員のみを招集し、会議を開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 県民会議の庶務は、宮城県環境生活部原子力安全対策課において処理する。

(雑則)

第6条 この会則に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成23年9月12日から施行する。

別表1（第3条関係）

団体名等	団体名等
<p>《農林水産業関係団体》5団体 宮城県農業協同組合中央会会長 宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長 宮城県森林組合連合会代表理事会長 社団法人宮城県畜産協会会長 宮城県土地改良事業団体連合会会長</p> <p>《商工業関係団体》5団体 宮城県商工会議所連合会会長 宮城県商工会連合会会長 宮城県中小企業団体中央会会長 社団法人みやぎ工業会会長 一般社団法人日本旅行業協会東北支部支部長</p> <p>《保健医療福祉関係団体》5団体 社団法人宮城県医師会会長 社団法人宮城県歯科医師会会長 社団法人宮城県放射線技師会会長 社団法人宮城県薬剤師会会長 社団法人宮城県看護協会会長</p> <p>《交通運輸関係団体》3団体 社団法人宮城県トラック協会会長 社団法人宮城県バス協会会長 東北港運協会会長</p> <p>《消費者団体》1団体 宮城県生活協同組合連合会会長理事</p> <p>《教育・文化団体》5団体 宮城県私立中学高等学校連合会会長 社団法人宮城県私立幼稚園連合会理事長 宮城県保育協議会会長 宮城県PTA連合会会長 仙台市PTA協議会会長</p> <p>《法曹関係団体》2団体 仙台弁護士会会長 東北税理士会宮城県支部連合会会長</p>	<p>《有識者》2名 宮城県環境審議会会長 宮城地区緊急被ばく医療ネットワーク会議委員長</p> <p>《市町村等》36団体 仙台市長 石巻市長 塩竈市長 気仙沼市長 白石市長 名取市長 角田市長 多賀城市長 岩沼市長 登米市長 栗原市長 東松島市長 大崎市長 蔵王町長 七ヶ宿町長 大河原町長 村田町長 柴田町長 川崎町長 丸森町長 亘理町長 山元町長 松島町長 七ヶ浜町長 利府町長 大和町長 大郷町長 富谷町長 大衡村長 色麻町長 加美町長 涌谷町長 美里町長 女川町長 南三陸町長 宮城県知事</p>